

戦没者のご遺族の皆さんへ

第十一回特別弔慰金の支給

特別弔慰金は、4月1日を基準日として、同日において年金給付の受給権者がいない場合に、戦没者などの死亡当時のご遺族に額面 25 万円、5 年償還の記名国債が支給されます。

▶対象 代表ご遺族お一人（次の優先順位）

- ① 4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者の子
- ③戦没者と生計関係を有していた父母・孫・祖父母・兄弟（4月1日において婚姻などにより、姓が変わっている方などは除く）
- ④上記③以外の父母・孫・祖父母・兄弟
- ⑤上記①から④以外の三親等内の親族（戦没者の死亡時までの間に1年以上生計関係を有している方に限る）

▶請求期限 令和5年3月31日まで

※前回受給された方には5月末に案内を送付しています。新型コロナウイルス感染症予防のため、申請手続きの受付日時と会場を指定しています。
※前回受給された方が死亡した場合などは、福祉総務課までご相談ください。

☎ 福祉総務課 地域福祉班 ☎30-0238

届け出が必要です

児童手当の「現況届」

児童手当の支給日は、6月10日（日）です。令和2年2月分から5月分が支給となります。

また、6月1日を基準として、児童などの現況を確認するために、「現況届」の受け付けを行います。対象者には、「児童手当・特例給付現況届の提出について」をお送りしますので、詳しくはそちらをご確認ください。

※6月中に現況届が提出されない場合、以降の児童手当を受給できなくなることがあります。

▶対象者 中学校修了前までの児童を養育されている方

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎30-0235



大雨災害時に開設

開設する第1避難所を一部変更

秋田県は水防法の改正に基づき、千年に一度の降雨（24 時間雨量が 254 mm）を想定し、※主要河川の浸水想定区域の見直しを行いました。市内では、「花輪中心地区」と「八幡平地区」の第1避難所である「文化の杜交流館コモッセ」と「八幡平市民センター」において、3m未満の浸水が想定される結果となりました。そのため、大雨災害時に限り、開設する第1避難所を次のとおり変更します。

※主要河川 - 米代川、福士川、大湯川、小坂川、熊沢川

大雨災害時のみ	
文化の杜交流館 コモッセ	→ 交流プラザ (MIT プラザ) ・福祉保健センター
八幡平市民センター	→ 谷内地区市民センター

地震や火山など、他の災害時はこれまでどおりコモッセと八幡平市民センターを第1避難所として活用します。

○市では、防災メールやラジオ、メディアなどで速やかに避難所の開設情報を発信しますので、これらにより情報を収集してお近くの避難所に避難してください。

○避難の際は、※非常時持出品のほか、感染症対策としてマスクや体温計を持参してください。

※非常時持出品 - ラジオ、救急医療品、貴重品、懐中電灯、非常用食品などのことです。

○現在、避難所情報の変更も含めて新たな洪水ハザードマップを作成中です。完成次第、各世帯に配布します。

○市内の各河川の浸水想定区域は、市ホームページや各市民センターでご覧になれます。



☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

起業・創業をお考えの方へ

まちなかオフィス入居者募集

起業・創業者向けの貸事務所「インキュベートルーム」の入居者を募集します。

▶提出書類

- ①まちなかオフィス使用許可申請書
 - ②事業計画概要説明書
 - ③都道府県税および市区町村税の滞納がない証明書
- ※①と②は市ホームページからダウンロードできます。

▶提出期限 6月30日（日）

募集物件	インキュベートルーム A (16.78㎡) インキュベートルーム B (15.08㎡)
月額使用料	10,000 円（電気料・通信料・駐車場代含む） ※市外在住者が転入して使用する場合は無料
入居要件 ※②・③は、どちらか一方に該当する者	①農林漁業、保険・金融業、風営法の許可または届け出が必要な業種以外の業種 ②創業を計画しており、施設の使用を開始する日以後1年以内に事業を開始する者 ③創業後1年以内の個人もしくは法人
入居期間	入居許可日から3年以内

☎ 産業活力課 商工・新エネ班 ☎ 30-0250

転作作物の栽培を支援します

「経営所得安定対策」申請の受付開始

水田に各種対象作物を販売する目的で作付する方に対し、国が支援する「経営所得安定対策」の申請受付を開始します。

▶主な交付金対象項目

- ①水田活用の直接支払交付金（対象作物の販売に対する助成）
- ②畑作物の直接支払交付金（※対象作物の出荷数量に対する助成）
- ③収入減少影響緩和交付金（※米の価格下落に対する補償制度）

※交付対象者は認定農業者や集落営農組織、農業法人などの担い手に限定されています。

▶申請方法 事前に申請届出があった方には、鹿角地域農業再生協議会より申請書を送付します。新規申請をご希望の方は、農林課こだわり作物推進室までご連絡ください。

▶受付期間 6月1日（月）～6月19日（金）

☎ 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243

新型コロナウイルス感染症対策

「子育て世帯への臨時特別給付金」
「子育て応援給付金」を支給

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯などに対し、給付金（一時金）を支給します。

▶支給額 対象児童1人につき1万円

子育て応援給付金

市独自の子育て世帯への経済的負担を軽減するための支援措置として、「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給を受けられる世帯に対し、給付金（一時金）を支給します。

▶支給額 対象世帯につき1万円

▶支給対象者

・令和2年4月分の児童手当（本則給付）受給者
・中学校卒業などにより、令和2年3月分で児童手当（本則給付）資格を喪失した受給者
※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5千円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

※支給対象となる方（公務員以外）には、給付についてのお知らせを発送済みです。

▶支給方法 児童手当登録振込口座（令和2年6月の児童手当振込口座）へ振り込みます。

※資格喪失により6月振込以前に児童手当が支給されている場合は、最終振込口座に振り込みます。

公務員の方の申請方法

▶申請手続 所属庁（勤務先）より証明を受けたうえで、振込先金融機関口座確認書類を添えて、郵送で申請書を提出してください。

▶申請場所 令和2年3月31日時点で住民登録している市区町村

▶申請期限 9月18日（金）まで

▶郵送先 すこやか子育て課「子育て世帯への臨時特別給付金」給付担当 宛

▶給付金の支給を辞退する方 給付金の受給を辞退する方は、すこやか子育て課へ連絡のうえ、受給拒否の届出書を提出してください。

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎30-0235